

# 社会福祉法人神奈川やすらぎ会 修学資金貸付制度規定

## 【名称】

第1条 「社会福祉法人神奈川やすらぎ会修学資金貸付制度」とする。

## 【目的】

第2条 保育職または介護職の業務に従事する有能な人材を育成するため、養成学校(専門学校、短期大学、大学等)に進学、あるいは進級を希望する者の経済的支援を行う。

## 【要綱】

### 第3条

#### 1. 資格

- ・保育または介護分野の養成学校(専門学校、短期大学、大学等)に在学、もしくは入学許可を得ている。あるいは進級予定である。
- ・経済的援助を必要としている。
- ・神奈川県内に在住または在学、あるいは在学予定である。

#### 2. 受付期間

毎年5月1日～12月25日必着

#### 3. 貸付金

入学時または進級時に150万円を限度として最大2年間300万円まで貸付可能。貸付制度のため、卒業後は全額返還すること。但し、卒業後以下の期間常勤として従事した場合は返済免除とする。免除期間は貸付金額により異なる。修学期間が2年を超え、追加の貸付が必要となった場合は理事長が決定し理事会に報告する。

貸付金額	免除期間	貸付金額	免除期間
3,000,000円	10年間	2,500,000円	9年間
2,000,000円	7年間	1,500,000円	5年間
1,000,000円	4年間	500,000円	3年間

#### 4. 申請

郵送にて以下を提出する。

応募申請書(様式1)／在学中の学校長の推薦状／調査票(指定項目あり)

#### 5. 選考・通知

- 一次選考：書類審査
  - 二次選考：面接(本人のみ)
  - 三次選考：実地体験(1日8時間を5日間)
  - 四次選考：理事長面接(本人と保証人)
- 選考の都度、本人に対し14日以内に通知する

#### 6. 取り消し

借主が不測の事態により申請書と異なる状況に置かれた場合は理事長が決定し貸付取り消しの措置を取ることができる。

## 【個人情報の取り扱いについて】

第4条 応募にあたり提出した個人情報は、資格要件を評価することを目的としており、選考の際のみに使用し第三者に提供することはない。